

令和7年度

市営住宅入居申込案内書

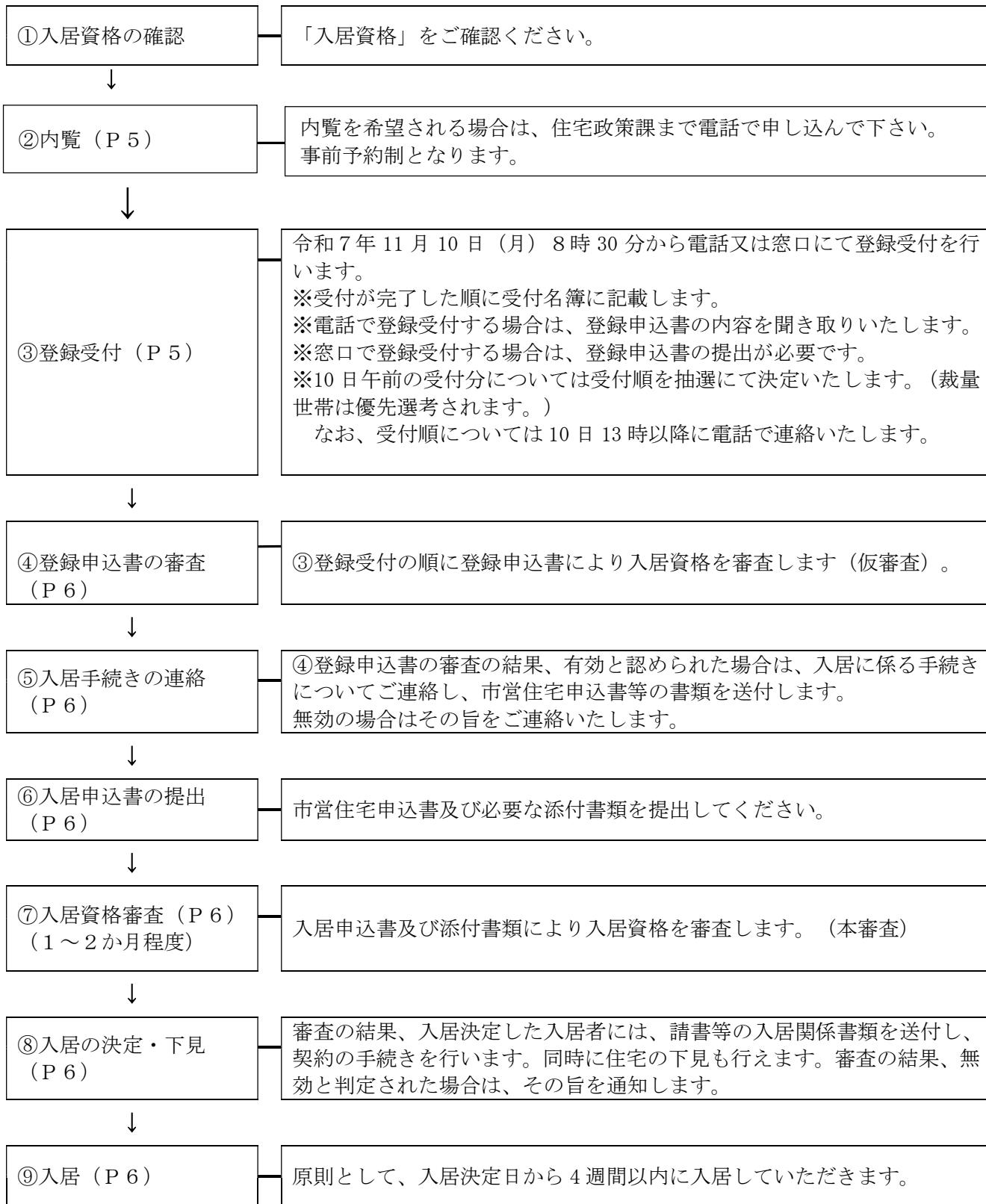
【令和7年11月常時募集（受付順）】

注意事項

- (1) この申込みは1世帯に対し、1住戸に限ります。
- (2) 申込後は、記載事項の変更は認められません。
- (3) 次のような場合は失格となります。
 - ア 申込書の記載に漏れ、誤り、虚偽があった場合
 - イ 2通以上申込書を提出した場合
 - ウ 入居資格に該当しない場合
 - エ 入居手続きに必要な書類が取り揃えられない場合
 - オ 不正行為があった場合

【お問合せ】加古川市 住宅政策課
電話(079)427-9254

【注意事項】



- ・募集期間 令和7年11月10日から令和8年1月30日まで
- ・募集した住宅の入居者が決定した時点で、その住宅の募集を終了します。その場合、登録受付をされた方には、その旨をご連絡いたします。

市営住宅常時募集一覧表

	住宅名	所在地	構造	号棟	部屋番号	階数	間取り	専用面積 (m ²)	单身入居 ※1	建設年度 (年)	ガスの種類	エレベーター	駐車場	トイレ	小学校区	中学校区
東神吉	東神吉町天下原329番地	簡易耐火 2階建 メゾネット タイプ	67-1-4	19	-	5DK	85.48	不可	S42	プロパンガス	無し	無し	水洗	東神吉	神吉	
			68-2-8	45	-	2DK	39.5	可	S43							
			68-2-8	47	-	2DK	39.5	可	S43							
一般募集	神野南山	山手1丁目13番	鉄筋 コンクリート 中層耐火 5階建	7	305	3階	3DK	51.00	可	S50	都市ガス	無し	無し	水洗	神野	山手
				8	101	1階	3DK	51.00	可	S50						
	土山	平岡町土山421番地の25	鉄筋 コンクリート 中層耐火 4階建	1	103	1階	3LDK	70.1 Lタイプ	不可	H9	都市ガス	有り	有料 (月額5千円)	水洗	平岡東	平岡
			鉄筋 コンクリート 中層耐火 3階建	4	102	1階	3LDK	70.1 Lタイプ	不可	H11		無し				

※1 東神吉住宅67-1-4-19、土山住宅Lタイプは单身入居不可

市営住宅の収入区分別入居家賃一覧表

住宅名	部屋番号	令和7年度収入階層別家賃(円)					
		裁量世帯					
		一般世帯					
		階層	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
東神吉	67-1-4-19	政 令 月 収	0 ↓ 104,000	104,001 ↓ 123,000	123,001 ↓ 139,000	139,001 ↓ 158,000	158,001 ↓ 186,000
	68-2-8-45						
	68-2-8-47						
神野南山	7-305		13,800	15,900	18,200	20,500	23,500
	8-101		13,800	15,900	18,200	20,500	23,500
土山	1-103 (Lタイプ)		26,700	30,800	35,300	39,800	45,500
	1-303 (Lタイプ)		27,600	31,900	36,500	41,100	47,000
	4-102 (Lタイプ)		27,000	31,100	35,600	40,100	45,900

※各住宅の階層別家賃の額は、国による家賃算定基準額の改正や、住宅の建築後の経過年数などによって、毎年度変わります。

※駐車場は有料月額5,000円（希望者のみ）

※政令月収額80,000円以下の世帯で、一定の要件に該当する方は、収入に応じた家賃の減免制度が適用になる場合があります。詳細については、住宅政策課までお問い合わせください。

令和7年度市営住宅入居者募集について 【令和7年11月常時募集（受付順）】

裁量世帯（以下の①～⑩の世帯）は募集の抽選時に優先的に選考されます

世帯区分	該当要件
①高齢者世帯	申込者本人が60歳以上である世帯（同居者がある場合は、そのいずれもが60歳以上又は18歳未満の方であるときに限る）（年齢は募集期間末日現在の満年齢）
②障がい者世帯	入居する方の中に次の①から③に該当する方がいる世帯 ① 身体障害者手帳1～4級の方 ② 精神障害者保健福祉手帳1～3級の方 ③ ②の精神障害の程度に相当する程度の知的障がいのある方
③戦傷病者世帯	入居する方の中に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症の方がいる世帯
④被爆者世帯	入居する方の中に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
⑤生活保護世帯	生活保護を受けている世帯
⑥中国残留邦人等世帯	入居する方の中に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付等を受けている方がいる世帯
⑦引揚者世帯	入居する方の中に海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から5年未満の方がいる世帯
⑧ハンセン病療養所入居者等世帯	入居する方の中にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯
⑨DV被害者世帯	入居する方の中に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方がいる世帯 ①同法第3条第3項第3号の規定による一時保護、同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方 ②配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
⑩中学校卒業までの同居者がいる世帯	同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方がいる世帯

1 市営住宅の入居者募集について

市営住宅の募集は、抽選による「抽選募集」と、受付順による「常時募集」があります。
今回の募集は、「常時募集」です。
※現在、抽選募集は行っていません。

2 受付期間

令和7年11月10日（月）から令和8年1月30日（金）まで

※受付時間は午前8時30分から12時00分まで、午後1時00分から5時15分まで。
(土日・祝日除く) 電話：079-427-9254（直通）

3 内覧

- ・事前予約制となりますので希望者は住宅政策課まで電話で申し込んでください。
受付時間、電話番号は上記2受付期間と同様。
- ・職員立会いのうえ、内覧していただきます。
- ・現地集合、現地解散となります。

部屋の状態確認について

市営住宅は、建築後の年数の経過により損耗しているものが多くあります。
募集している住宅は、前入居者が退去したあと、生活を営まれるうえで支障をきたす部分についてのみ修繕を行っており、部屋ごとに美観や修繕の内容も異なりますので、あらかじめご了承ください。

このため、部屋の状態が気になる方については、申込み前に内覧を行っていただくようお願いいたします。

なお、契約までの間にも内覧できますが、申込み前に内覧していただくことを推奨しています。

4 登録受付

- ・入居予定者名簿に受付順で登録します。
- ・登録受付は令和7年11月10日（月）から開始します。
- ・登録受付は電話又は窓口にて受付します。（郵便での受付はできません。）窓口で登録受付される場合は、別紙「加古川市営住宅常時募集（受付順）登録申込書」をご提出ください。
- ・令和7年11月10日（月）の午前中に受付した分は、抽選にて受付順を決定します。
なお、抽選により決定した受付順は、同日の13時以降に電話で連絡いたします。
- ・抽選では、裁量世帯を優先選考しますので、裁量世帯の方は必ず申込時に裁量世帯であることを申出してください。
- ・13時以降の受付については、受付が完了した順に名簿に登録します。
- ・登録は1世帯1住戸に限ります。

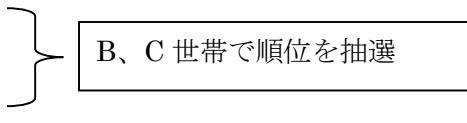
(午前受付分の抽選例)

一つの住宅に 11 月 10 日午前中に裁量世帯 1 世帯（A）とその他の世帯 2 世帯（B、C）の受付があった場合

受付順位 1 位 A 世帯（優先選考）

2 位

3 位



5 仮審査

入居予定者名簿の受付順に登録申込書の審査（仮審査）を行います。

6 入居手続きの連絡

審査の結果、有効と認められた方は、市から連絡し、入居申込書等の書類を郵送します。
無効の場合はその旨を連絡します。

7 入居決定

入居申込書の提出から 1 か月～2 か月程度

※入居決定後、4 週間以内に入居していただきます。

8 入居資格

抽選申込みにあたっては、入居資格審査までに次のすべての入居資格を備えていることを要します。

- ① 現在、加古川市内に住所又は勤務先がある方
- ② 入居者が常時の介護を必要とする場合は、居宅での介護等を受けられる状況にあるか、または同居者がいること。
- ③ 入居しようとする家族全員の収入合計が、国で定める公営住宅の入居資格収入基準（P15～P21）の範囲内であること。
- ④ 現在、住宅に困っている方（持家がある場合や自己の責めにより住宅の立ち退きを求められている場合及び家賃等を滞納している場合は、入居できません。また、現在、公営住宅に入居している方は、結婚による世帯分離等特別な事情を除き、入居できません。）
- ⑤ 入居申込者及び現に同居し、または同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

注意事項

(1) 入居資格を満たしても、次にあてはまる方（同居人を含む）は入居できません。

- ① 団地内で円満な共同生活を行うことができない方
- ② 所得申告の義務があるにもかかわらず申告していない方
- ③ 市町村民税などの税金に滞納のある方
- ④ 現在ペット類を飼育していて、入居までに引取り先が見つからない方
- ⑤ 家賃を支払うことができない方
- ⑥ 友人等の寄合世帯の方や、同一生計ではない親族を呼んで同居したり、家族を不自然に合体・分割していると認められる世帯の方

(2) 次に該当する場合において、入居者との連絡が困難な場合に限り、緊急連絡を行うための緊急連絡先の届出が必要です。緊急連絡先は原則2人かつ市内居住者とし、うち1人は3親等内の親族としてください。

- ① 加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例第37条第1項各号に規定する事由が生じたとき。

【例】

- ・正当な理由がなく、15日以上市営住宅を使用しないとき。
- ・家賃を3か月以上滞納したとき。
- ② 入居者の生命や財産に著しく影響を及ぼす事由が生じたとき。
- ③ その他市営住宅の適正な管理及び入居者の安定した住生活の提供に必要な事由が生じたとき。

(3) 駐車場のない住宅については、各自で駐車場を確保していただく必要があります。

(4) 原則として、入居決定日から4週間以内に入居していただきます。

(5) 事実上婚姻関係にある方、婚約中で入居日までに結婚する方、加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度（※1）の届出者の方は入居できますが、友人等の寄合世帯や同一生計ではない親族を呼んで同居したり、家族を不自然に合体、分割した世帯は入居できません。

(6) 生活保護を受けている場合は、担当のケースワーカーに相談したうえで申込をしてください。

※ 1 加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは

「パートナーシップ」の関係にあるお二人からの届出やお二人のほかに近親者も含めた「ファミリーシップ」の関係にある方からの届出を、市が受理したことを証明（受理証明書を交付）する制度です。

パートナーシップ

一方又は双方が L G B T Q + であって、お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約束したお二人の関係

ファミリーシップ

パートナーシップにあるお二人のほか、いずれかの子や親などの近親者も含め、家族として、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係

詳しくは

加古川市 パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度



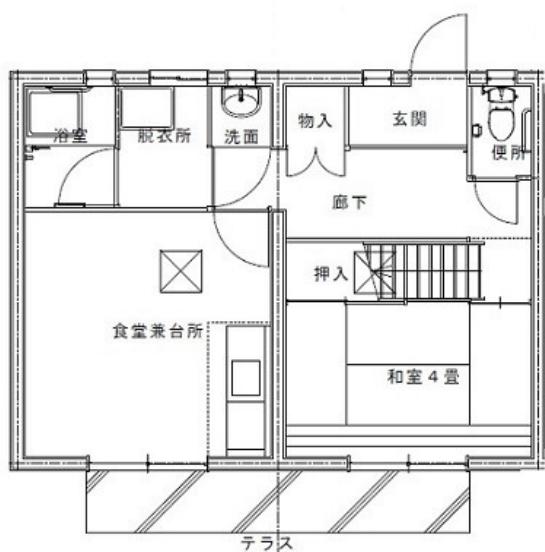
で検索

QR コードからの検索はこちら ⇒



市営東神吉住宅

所在地：東神吉町天下原 329 番地



单身入居 不可

低層棟

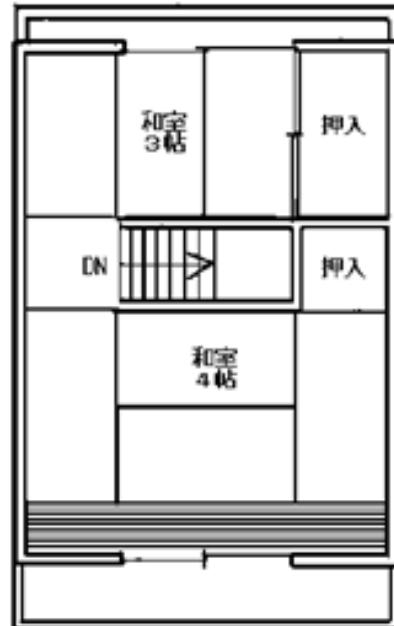
67-1-4-19

※間取り図は参考です。部屋によっては反転している場合があります。

内覧でご確認ください。



1階



2階

単身入居 可

低層棟

68-2-8-45

68-2-8-47

※間取り図は参考です。部屋によっては反転している場合があります。

内覧でご確認ください。

市営神野南山住宅

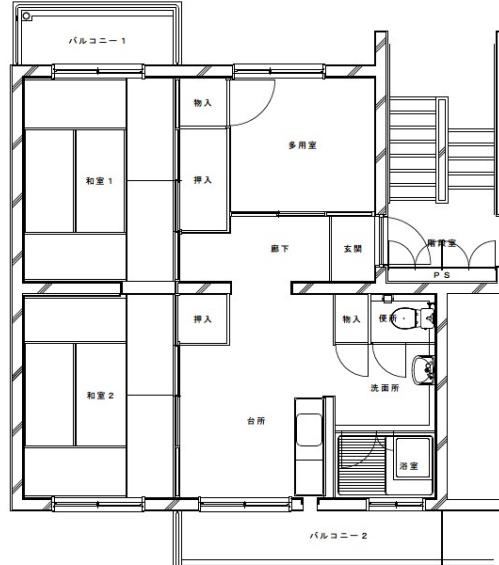
所在地：加古川市山手1丁目13番（7号棟、8号棟）



神野南山住宅



单身入居 可



单身入居 可

7-305

8-101

※間取り図は参考です。部屋によっては反転している場合があります。

内覧でご確認ください。

市営土山住宅

所在地：加古川市平岡町土山 421 番地の 25



Lタイプ

单身入居 不可

1-103、1-303、4-102

※間取り図は参考です。部屋によっては反転している場合があります。

内覧でご確認ください。

入居審査

《入居に際しての注意事項》

申込み時点では必要ありませんが、受付順で市から入居手続きの案内があった方は、入居申込書を提出していただく際に以下の書類を提出していただきます。

1 入居資格審査に必要な書類

- ① 加古川市営住宅入居者収入申告書
- ② 地方税関係情報の取得に関する同意書
- ③ 市税確認承諾書
- ④ 所得（給与・公的年金）の最新の源泉徴収票
- ⑤ 給与支払証明書（給与所得の方。勤務先で証明。）
- ⑥ 最新の所得税確定申告書の写し（確定申告をされた方）
- ⑦ 事業収入申告書（事業所得の方。本人が申告。）
- ⑧ 退職予定誓約書（退職予定の方）
- ⑨ 退職証明書（退職された方。前勤務先で証明。）
- ⑩ 雇用保険資格者証（雇用保険を受給中の方）
- ⑪ 無職申立書（無職の方）
- ⑫ 婚約証明書（結婚予定の方）
- ⑬ 療育手帳の写し（手帳をお持ちの方）
- ⑭ 家賃完納証明書（賃貸住宅にお住みの方）
- ⑮ 市営住宅への単身入居資格認定のための申立書（単身で入居される方）
- ⑯ パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書
(パートナーシップ・ファミリーシップ届出者)
- ⑰ 車椅子対応住宅入居誓約書（車椅子対応住宅に入居される方）
- ⑱ その他

年金年間支給総額通知書の写し、児童扶養手当受給者証、罹災証明書等の書類を提出していただくことがあります。

2 契約に必要なもの

- ① 請書
- ② 緊急連絡先届出書
- ③ その他、入居者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど官公署が発行した顔写真付きの身分証明書）、入居者全員の写真（官公署が発行した顔写真付きの身分証明書の写しでも可）、口座振替依頼書等が必要となります。

3 家賃・敷金等について

- ① 家賃は、入居者の政令月収に応じて、入居審査により算出し決定します。（P 3）
なお、家賃は、入居後も政令月収に応じて毎年度見直すことになります。
- ② 入居手続きの際に、**敷金として家賃の3か月分を一括納入**していただきます。（分割不可）

※入居当月分の家賃については、入居手続きの際にお渡しますので、期限までに納入ください。

（敷金の例）

家賃が 28,000 円の場合

$$28,000 \text{ 円} \times 3 \text{ か月} = 84,000 \text{ 円}$$

4 緊急連絡先について

緊急連絡先は原則2人かつ市内居住者とし、うち1人は3親等内の親族になります。

5 駐車場について

有料駐車場設置住宅	使用料
土山住宅、尾上林住宅	月額 5,000 円

- ※ 入居手続きの際に、**保証金として15,000円を一括納入**していただきます。（分割不可）
- ※ 1世帯につき1台限りとなります。駐車場の空き状況により2台目駐車場の募集を行う場合があります。（募集する際は、別途ご案内します。）
- ※ 駐車場がない住宅については、各自で駐車場を確保していただく必要があります。

6 その他

- ① 住宅では、ペット類の飼育を禁止しています。
- ② 入居後、家賃のほかに共同施設の利用経費（一般共益費）が必要です。
詳しくは入居決定後、住宅管理人等へおたずねください。
- ③ 市営住宅は、前の入居者が退去した後に部分補修を行い、今回の当選者に入居していただきます。このため、補修方法や補修箇所等により、近隣の同タイプの住宅に比べ、若干の仕様の違いが生じている場合があります。
- ④ 原則として、入居決定の日から4週間以内に入居してください。正当な理由なしにこの期間に入居されない場合は、辞退されたものとみなして入居を取り消す場合があります。
- ⑤ 実態調査の結果、申込書記載事項が事実に相違したり、住宅に困窮していなかったり、所得が基準に合わないことが判明した場合には、入居資格がないものとして処理します。

入居資格収入基準

政令月収の計算方法は、公営住宅法に基づいて行います。

あなたの政令月収が、入居資格収入基準の範囲内であるかどうか確認してください。

1 政令月収の計算方法

$$\text{政令月収} = \frac{\text{総所得金額の合計} - \text{扶養控除額} - \text{特別控除額} - \text{所得控除額}}{12}$$

※政令月収とは、入居しようとする方全員の総所得金額の合計額から扶養控除額などを差し引いた後の額を12カ月で割った額です。

※控除については、「控除の説明」（P20）を参照してください。

2 政令月収

政令月収が158,000円以下世帯の方が、市営住宅に申込みができます。

ただし、次のいずれかにあてはまる世帯で、政令月収が214,000円以下であれば申込みができます。

① 高齢者世帯

入居者が満60歳以上の方で、同居者のいずれもが満60歳以上の方もしくは18歳未満の方からなる世帯

② 障がい者世帯（申込者本人もしくは同居する親族が次のいずれかに該当する世帯）

(ア) 身体障害がある方

障害の程度が1級から4級までの方

(イ) 精神障害がある方及び知的障害がある方

障害の程度が1級から3級までの方もしくは同程度の知的障害がある方

(ウ) 戦傷病者

戦傷病者特別援護法による障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法第1号表の3の第1款症である方

(エ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方

③ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

④ ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

⑤ 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる世帯

※ 市営住宅入居後、政令月収が158,000円を超えたまま裁量世帯でなくなった場合（同居者が15歳に達する日以後の最初の4月1日を迎えた場合など）、収入超過者となり家賃が高額になります。その場合は、市営住宅を明け渡していただくこともあります。

3 総所得金額の計算方法

収入の種類ごとに所得金額を計算します。

(1) 紙与所得金額 <紙与賃金（正社員・パート・アルバイト）など>

年間の紙与収入金額の合計を P19 の表に当てはめて計算してください。

(2) 事業所得金額 <商工業経営者、大工等で自営の方など>

収入金額から必要経費を除いた金額が事業所得金額になります。

※大工、左官、建築手伝い、日雇等の方は仕事の内容により事業所得となる場合がありますので、確定申告書や所得証明書などで所得金額を確認してください。

(3) 年金所得金額（雑所得金額）<年金、恩給など>

公的年金の年間総支給額を P19 の表に当てはめて計算してください。

(4) その他の所得

不動産所得、配当所得などがあります。

収入金額から必要経費を除いた金額が所得金額となります。

※確定申告書や所得証明書などで所得金額を確認してください。

(1)～(4)を合計したものが「総所得金額」となります。

入居される方全員の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額の合計で政令月収は計算します。

★非課税所得

遺族年金・障害年金・雇用保険金・仕送り・労災保険金・休業補償等は、非課税所得であり、政令月収の所得計算には含めません。

4 扶養控除とは

扶養控除とは、扶養親族の人数に応じて控除するものです。

ここでの扶養親族とは、税法上の扶養親族だけでなく、市営住宅に同居されるすべての親族を含みます。

控除額等の詳細は P20 を参照してください。

5 所得者が 1 人の場合

(1) 次の分類により「入居資格収入基準早見表」(P21)で確認してください。

①紙与所得者で紙与収入金額による場合	入居資格収入基準早見表 1
②紙与所得者で所得証明書の所得金額による場合 事業所得者など所得金額による場合	入居資格収入基準早見表 2
③年金所得者で公的年金等収入金額による場合	入居資格収入基準早見表 3
④単身世帯の場合	入居資格収入基準早見表 4

(2) 就職・開業が 3 ヶ月以上 1 年未満のときは、紙与収入又は所得金額の年間推定金額を次の式で計算してください。

1 勤続1年未満の方の年間給与収入金額の推定方法

収入(就職した翌月から申込月の前月まで)

× 12カ月 + 夏期・冬期等のボーナス

働いた月数(就職した翌月から申込月の前月まで) (ボーナス実績のない場合は支給推定額)

2 事業継続1年未満の方の年間事業所得金額の推定方法

収入(事業を開始した翌月から申込月の前月まで) - 必要経費

× 12カ月

働いた月数(事業を開始した翌月から申込月の前月まで)

6 収入のある方が2人以上いる場合

(1) 入居申込者本人以外の親族又は婚約者等で収入がある場合

- ① 給与収入の場合は、「給与収入金額から給与所得金額を計算する方法」(P19)で給与収入がある人ごとに給与所得金額を求め、それらを合算してから「入居資格収入基準早見表」(P21)で確認してください。
- ② 事業所得者は所得金額を合算して「入居資格収入基準早見表」(P21)で確認してください。
- ③ 給与所得者と事業所得者がいる場合、給与所得者の給与所得金額を求めた後に、事業所得者の所得額を合算して「入居資格収入基準早見表」(P21)で確認してください。
※ただし、市が定める入居予定日までに退職される場合は申込書に『退職予定』と記入してください。退職予定の場合、収入は合算されません。

7 特別控除とは

扶養親族の年齢や障害等級などの一定の要件に該当する場合に控除されます。

特別控除の内容については、P20の「控除の説明」を参照してください。

また、P21「入居資格収入基準早見表」は特別控除を控除した後の金額で当てはめてください。

政令月収の計算例

(1) 世帯構成及び収入

夫	名義人	46才	会社員	4,530,000円(給与収入額)
妻		43才	会社員	1,020,000円(給与収入額)
子		17才	高校生	
子		12才	小学生	
子		10才	小学生	

世帯の年間所得金額を計算する。

$$\begin{aligned}
 \cdot \text{夫の分} \quad 4,530,000 \text{円} & \div 4,000 = 1,132.5 \rightarrow 1,132 \text{(小数点以下切捨)} \\
 1,132 & \times 4,000 = 4,528,000 \text{円} \\
 4,528,000 \text{円} \times 0.8 - 440,000 \text{円} & = 3,182,400 \text{円} \\
 \cdot \text{妻の分} \quad 1,020,000 \text{円} & - 550,000 \text{円} = 470,000 \text{円} \\
 & \qquad \qquad \qquad \underline{\text{合計 } 3,652,400 \text{円}}
 \end{aligned}$$

① 控除を計算する。

$$\begin{aligned}
 \cdot \text{同居親族控除} \quad 380,000 \text{円} & \times 4 \text{人} = 1,520,000 \text{円} \\
 \cdot \text{特定扶養親族控除} \quad 250,000 \text{円} & \times 1 \text{人} = 250,000 \text{円} \\
 \cdot \text{給与所得者控除} \quad 100,000 \text{円} & \times 2 \text{人} = 200,000 \text{円} \\
 & \qquad \qquad \qquad \underline{\text{合計 } 1,970,000 \text{円}}
 \end{aligned}$$

② 政令月収を計算する。

$$(3,652,400 \text{円} - 1,970,000 \text{円}) \div 12 \text{カ月} = \boxed{140,200 \text{円 政令月収}}$$

(2) 世帯構成及び収入

夫	名義人	50才	自営業	1,000,000円(年間総所得額)
妻		48才	会社員	2,802,000円(給与収入額)
子		22才	大学生	
子		15才	中学生	(身体障害者手帳3級の障がい者)

① 世帯の年間所得金額を計算する。

$$\begin{aligned}
 \cdot \text{夫の分} \quad (\text{事業所得のためそのままの額}) \quad 1,000,000 \text{円} \\
 \cdot \text{妻の分} \quad 2,802,000 \text{円} & \div 4,000 = 700.5 \rightarrow 700 \text{(小数点以下切捨)} \\
 700 & \times 4,000 = 2,800,000 \text{円} \\
 2,800,000 \text{円} \times 0.7 - 80,000 \text{円} & = 1,880,000 \text{円} \\
 & \qquad \qquad \qquad \underline{\text{合計 } 2,880,000 \text{円}}
 \end{aligned}$$

② 控除を計算する。

$$\begin{aligned}
 \cdot \text{同居親族控除} \quad 380,000 \text{円} & \times 3 \text{人} = 1,140,000 \text{円} \\
 \cdot \text{特定扶養親族控除} \quad 250,000 \text{円} & \times 1 \text{人} = 250,000 \text{円} \\
 \cdot \text{障害者控除} \quad 270,000 \text{円} & \times 1 \text{人} = 270,000 \text{円} \\
 \cdot \text{給与所得者控除} \quad 100,000 \text{円} & \times 1 \text{人} = 100,000 \text{円} \\
 & \qquad \qquad \qquad \underline{\text{合計 } 1,760,000 \text{円}}
 \end{aligned}$$

③ 政令月収を計算する。

$$(2,880,000 \text{円} - 1,760,000 \text{円}) \div 12 \text{カ月} = \boxed{93,333 \text{円 政令月収}}$$

＜給与所得者の年間総収入額から給与所得控除後の金額を計算する方法＞

次の表の支払金額（1年間に受け取った給与・ボーナスの税込の合計額）の区分により計算してください。

給与所得計算表

給与収入金額		給与所得金額の算出方法
551,000 円未満		給与所得金額 「 0 」 円
551,000 円以上 ~ 1,619,000 円未満		給与収入金額 - 550,000円 = 給与所得金額
1,619,000 円以上 ~ 1,620,000 円未満		給与所得金額 「 1,069,000 」 円
1,620,000 円以上 ~ 1,622,000 円未満		給与所得金額 「 1,070,000 」 円
1,622,000 円以上 ~ 1,624,000 円未満		給与所得金額 「 1,072,000 」 円
1,624,000 円以上 ~ 1,628,000 円未満		給与所得金額 「 1,074,000 」 円
1,628,000 円以上 ~ 1,800,000 円未満	まず、次のとおり端数整理します。 $\frac{\text{給与収入金額}}{4,000} = \boxed{\text{小数点以下を切り捨てる。}}$	端数整理 後の給与 収入金額 $\times 0.6 + 100,000\text{円} = \text{給与所得金額}$
1,800,000 円以上 ~ 3,600,000 円未満		端数整理 後の給与 収入金額 $\times 0.7 - 80,000\text{円} = \text{給与所得金額}$
3,600,000 円以上 ~ 6,600,000 円未満		端数整理 後の給与 収入金額 $\times 0.8 - 440,000\text{円} = \text{給与所得金額}$
6,600,000 円以上 ~ 8,500,000 円以下		給与収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000\text{円} = \text{給与所得金額}$

＜公的年金等収入金額から公的年金等控除後の金額を計算する方法＞

次の表の支払金額（1年間に受け取った年金の税込の合計額）の区分により計算してください。

年金所得計算表

年齢	年金収入金額	年金所得金額の算出方法
満65才未満	600,000 円以下	年金所得金額 「 0 」 円
	600,001 円以上 ~ 1,300,000 円未満	年金収入金額 - 600,000 円 = 年金所得金額
	1,300,000 円以上 ~ 4,100,000 円未満	年金収入金額 $\times 0.75 - 275,000 \text{円} = \text{年金所得金額}$
	4,100,000 円以上 ~ 7,700,000 円未満	年金収入金額 $\times 0.85 - 685,000 \text{円} = \text{年金所得金額}$
	7,700,000 円以上 ~ 10,000,000 円未満	年金収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000 \text{円} = \text{年金所得金額}$
満65才以上	1,100,000 円以下	年金所得金額 「 0 」 円
	1,100,001 円以上 ~ 3,300,000 円未満	年金収入金額 - 1,100,000 円 = 年金所得金額
	3,300,000 円以上 ~ 4,100,000 円未満	年金収入金額 $\times 0.75 - 275,000 \text{円} = \text{年金所得金額}$
	4,100,000 円以上 ~ 7,700,000 円未満	年金収入金額 $\times 0.85 - 685,000 \text{円} = \text{年金所得金額}$
	7,700,000 円以上 ~ 10,000,000 円未満	年金収入金額 $\times 0.95 - 1,455,000 \text{円} = \text{年金所得金額}$

[控除の説明]

(注) 各控除の適用については、公営住宅法等の定めによります

控除名	控除対象者の範囲	控除額
1 同居親族	申込本人以外の入居家族	380,000円
2 同居していない扶養親族	現在別居しているが、所得税法上扶養親族である人 (単に仕送りをしているだけでは扶養親族になっていない場合が多いので注意してください)	380,000円
3 特定扶養親族	満16才以上23才未満の扶養親族	250,000円
4 老人扶養親族 ・配偶者	満70才以上の扶養親族	100,000円
5 障がい者	(1) 重度障がい者 (申込本人又は配偶者・扶養親族) ① 身体障害者手帳1級又は2級の障がい者 ② 療育手帳「A」判定所持者 ③ 重度の精神障がい者	400,000円
	(2) 障がい者 (申込本人又は配偶者・扶養親族) 上記(1)重度障がい者 以外の障がい者等	270,000円
6 ひとり親	申込者本人又は同居親族が、合計所得金額500万円以下で、婚姻をしていない(未婚、離婚、死別、生死不明)で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を扶養している方 ※事実婚は除く	350,000円 所得金額が35万円未満の時は当該所得金額
7 寡婦	申込者本人又は同居親族で合計所得金額が500万円以下で次の①又は②に該当し、「6ひとり親」に該当しない方 ①夫と離婚し、扶養親族を有する方 ②夫と死別または夫が生死不明な方	270,000円 所得金額が27万円未満の時は当該所得金額
8 給与所得者または公的年金等所得者	申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者	100,000円 所得金額が10万円未満の時は当該所得金額

入居資格収入基準早見表

単位：円

収入・所得・世帯の区分に応じて収入基準が確認できます。

1 納入所得者の年間総収入金額（税控除前金額）

入居者の中で所得者が1人の場合の年間総収入金額（税控除前金額）（入居者の中に特別控除対象者がいる場合を除く。）

区分	入居家族数及び入居しない扶養親族数（申込み本人を含む。）						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
一般世帯	2,967,999 ～ 0	3,511,999 ～ 0	3,995,999 ～ 0	4,471,999 ～ 0	4,947,999 ～ 0	5,423,999 ～ 0	5,895,999 ～ 0
裁量世帯	3,887,999 ～ 0	4,363,999 ～ 0	4,835,999 ～ 0	5,311,999 ～ 0	5,787,999 ～ 0	6,263,999 ～ 0	6,720,001 ～ 0

2 納入所得者又は事業所得者の年間総所得金額（税控除後金額）

入居者全員の所得を合算した金額（入居者の中に特別控除対象者がいる場合を除く。）

区分	入居家族数及び入居しない扶養親族数（申込み本人を含む。）						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
一般世帯	1,896,000 ～ 0	2,276,000 ～ 0	2,656,000 ～ 0	3,036,000 ～ 0	3,416,000 ～ 0	3,796,000 ～ 0	4,176,000 ～ 0
裁量世帯	2,568,000 ～ 0	2,948,000 ～ 0	3,328,000 ～ 0	3,708,000 ～ 0	4,088,000 ～ 0	4,468,000 ～ 0	4,848,000 ～ 0

3 年金所得者の年間総収入金額（公的年金等収入金額）

入居者の中で年金所得者が1人の場合の年金の年間総収入金額（入居者の中に特別控除対象者がいる場合を除く。）

区分	入居家族数及び入居しない扶養親族数 (申込み本人を含む。)			
	1人	2人	3人	4人
一般世帯	3,028,001 ～ 0	3,534,667 ～ 0	4,041,334 ～ 0	4,495,295 ～ 0
裁量世帯	3,924,001 ～ 0	4,391,765 ～ 0	4,838,824 ～ 0	5,285,883 ～ 0

4 単身世帯の年間総収入・所得金額

単身世帯の場合の納入所得者の年間総収入金額（税控除前金額）又は納入所得者・事業所得者の年間総所得金額（税控除後金額）

区分	①重度障がい者	②障がい者	③その他
納入所得者の年間総収入金額（税控除前金額）	4,387,999 ～ 0	4,223,999 ～ 0	3,887,999 ～ 0
納入所得者・事業所得者の年間総所得金額（税控除後金額）	2,968,000 ～ 0	2,838,000 ～ 0	2,568,000 ～ 0

申込書の書き方

申込書は下記によりペン又はボールペン（消えないもの）で太枠内の必要事項を記入してください。

申込書に不備がある場合は受付できませんので、記入もれ等がないかよく確認して提出してください。

1 記入日

記入日を記入してください。

2 申込者氏名（ふりがな）、生年月日、職業、電話番号及び現住所、裁量世帯

- ① 入居者について、それぞれの欄に必要事項を記入してください。
- ② 現住所について、郵便物の宛先となりますので、アパートの方は○○荘○号、同居中の方は○○方まで記入してください。郵便番号、電話番号も忘れずに記入してください。
- ③ 裁量世帯について、高齢者世帯者や障がい者世帯など裁量世帯に該当する場合は、P4 で該当する番号を記入してください。

3 入居者及び同居しようとする親族の状況、同居しないが所得税法上扶養している親族

- ① 入居者及び同居しようとする方全員について記入してください。同居しないが、所得税法上扶養している親族の方は、氏名欄の最下部に記入してください。
- ② 婚約者、加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の届出者も、氏名、続柄（「婚約者、パートナー、パートナーの子」などと記入する。）、年齢、生年月日、職業を忘れずに記入してください。
- ③ 勤務先の欄で記入すべき事項がない場合は「なし」と記入し、空欄のないようにしてください。
- ④ 親族又は婚約者等で収入がある場合には、本人と同様の要領で記入してください。（収入は合算されます。）
- ⑤ 退職が予定されている場合、「令和○年○月退職予定」と記入してください。この場合、収入とみなさない場合があります。
- ⑥ 入居者及び同居しようとする親族又は同居しないが所得税法上扶養している親族に障がい者がいる場合は、備考欄に障害の部位と等級を記入してください。

4 申込み住宅及び駐車場の希望

- ① 申込みは1世帯に対し、1住宅に限ります。

注) 入居予定者名簿に受付順で登録します。ただし、11月10日午前受付分については、抽選により順位を決定します。なお、抽選の際に裁量世帯を優先選考します（P4 参照）。

- ② 駐車場の希望の有無を○で囲んでください。

- ③ 東神吉住宅 67-1-4-19、土山住宅Lタイプは単身世帯の方は申込みできません。

5 現住居の状況

該当するものを○で囲んでください。その他の場合はカッコ内に記入してください。

6 申込み理由

該当するものすべてを○で囲み、所要事項を記入してください。

加古川市営住宅常時募集（受付順）登録申込書

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり提出します。また、私の入居資格審査に必要な事項に限って、関係機関に対して調査し、地方税関係情報等について取得することに同意します。

記入日 令和 年 月 日

ふりがな	かこがわ たろう	生年月日	大昭・平〇〇年1月1日				
氏名 (入居予定者)	加古川 太郎	職業	会社員				
		電話番号	079(421)2000				
現住所	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地	アパート名部屋番	電話番号				
入居者 予定者 親族の 状況 及び 同居 しよう とする する	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先等の所在地及び名称	年間総収入金額	※高齢者世帯や障がい者世帯など、裁量世帯に該当する場合は、P4を参照し、該当する①～⑩の番号を記入ください。
	加古川 太郎	本人	800年1月1日	56	加古川町北在家〇〇 加古川株式会社	2,000,000	
	加古川 花子	妻	800年3月21日	52	無職	0	
	加古川 桃	子	800年10月30日	28	加古川町北在家〇〇一〇 つつい株式会社	1,500,000	
	加古川 次郎	子	800年6月10日	17	高校2年生	0	
	加古川 マツ	母	800年4月20日	85	障害年金	0	
	上が同居する扶養親族で税法で定める場合						

※裁量世帯に該当する場合、P4で該当する①～⑩の番号を記入ください

【注意事項】

- 申込みは1世帯に対し、1住宅に限ります。
- 2つ以上に〇を記入した場合は無効となります。
- 「駐車場を希望する、希望しない」を〇で囲んでください。
- 東神吉住宅67-1-4-19、土山住宅Lタイプは単身世帯の方は申込できません。

【申込み住宅記入欄】

東神吉住宅	土山住宅	駐車場使用希望 (土山住宅のみ)										
单身	タイプ 単身	有・無										
<table border="1"> <tr> <td>67-1-4-19</td> <td>不可</td> </tr> <tr> <td>68-2-8-45</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>68-2-8-47</td> <td>可</td> </tr> </table>	67-1-4-19	不可	68-2-8-45	可	68-2-8-47	可	<table border="1"> <tr> <td>○ 1-103 L</td> <td rowspan="3">不可</td> </tr> <tr> <td>1-303 L</td> </tr> <tr> <td>4-102 L</td> </tr> </table>	○ 1-103 L	不可	1-303 L	4-102 L	
67-1-4-19	不可											
68-2-8-45	可											
68-2-8-47	可											
○ 1-103 L	不可											
1-303 L												
4-102 L												
神野南山住宅	单身	駐車場の希望の有無を〇で囲んでください。										
<table border="1"> <tr> <td>7-305</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>8-101</td> <td>可</td> </tr> </table>	7-305	可	8-101	可								
7-305	可											
8-101	可											

現住居の状況	自家・借家・アパート・同居・その他()
住宅に困っている理由	
1. 著しく生活上不便である	■狭い □他世帯と同居 □共同炊事 □共同便所 □その他()
2. 家賃が高い又は通勤上不便である	■家賃※が高い(80,000円) □時間がかかる(時間 分) ※共益費や駐車場代を除く
3. 正当な立ち退き要求を受けている	□法律上の立ち退き 立退き時期(年 月 日) □家主が使用 □大修繕
4. 保安上危険又は衛生上有害である	□老朽住宅 □交通が激しい □騒音 □振動 □日照がない □低湿浸水 □煤煙 □ほこり □悪臭 □その他()
5. 住宅以外の建物に住んでいる	□倉庫 □宿直室 □納屋 □仮設住宅 □その他()
6. 婚約中だが住宅がない	婚姻後同居を始める日 年 月 日
7. 離婚予定で住宅がない	離婚予定日 年 月 日 ※□未定(□協議中 □調停中)
8. その他	()